平成２１年（フ）第５０１号
宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲1784番地２
債務者　大迫留美子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３６号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅198棟４号、住民票上の住所宮崎市中西町237番地１
債務者　黒木　京子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６８号
宮崎市千草町11番17号　泉マンション201号、前住所宮崎市千草町14番15号　ＭＹ千草ビル701号
債務者　甲斐やちよ
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９５号
宮崎市新城町12番地２　石川第一コーポ１棟11号
債務者　三浦　定盛
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９６号
宮崎市新城町12番地２　石川第一コーポ１棟11号
債務者　三浦しげみ
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９７号
宮崎県児湯郡新富町大字新田9776番地２
債務者　岸上　　愛（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４３号
宮崎市高岡町高浜2217番地　コーポラス粟野１棟301号
債務者　森　　美幸（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５３号
宮崎市大字本郷南方2675番地　アメニティハイムＥ棟201号
債務者　渡邊　龍子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６６号
宮崎市大字島之内7436番地10　コーポラス児玉202号
債務者　駒木　裕司
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８６号
鹿児島県奄美市名瀬平田町２番23号
債務者　丸田　豊次
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９２号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目25番12号
債務者　國生　大八
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
鹿児島県垂水市海潟12番地３
債務者　奥村　武司
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
沖縄県那覇市松尾１丁目８番６－105号　フラッツ松尾
債務者　安仁屋奈江子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５４４号
沖縄県浦添市仲西２丁目１番８－102号　若葉荘
債務者　宮城　良枝
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８４５号
京都市伏見区京町６丁目51番地　ハイツ美好305号
債務者　楠本　欣也
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８１号
京都市伏見区竹田七瀬川町81番地
債務者　藪　春一郎
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８４号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地７棟105号
債務者　林　　忠幸
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係